

見積書を提出される皆様へ

1 不適正な経理処理に係る再発防止に伴う契約書への条文挿入について

熊本県では平成22年7月から、物品購入、業務委託及びリース契約にあたっては、契約書に「報告及び調査」に関する条項を設けています。

熊本県が当該案件において契約を締結した場合、契約に関する報告又は調査の必要があると認める場合は、それに応じていただくこととなりますので、事前に御承知願います。

2 契約保証金について

契約を締結しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができます。

熊本県県北広域本部総務企画課